

群弓連だより

111号

平成27年6月

群馬県弓道連盟

発行人 鈴木康弘



会長就任のご挨拶

群馬県弓道連盟会長 鈴木康弘

平成27年度4月から群弓連の会長を務める鈴木です。群弓連の歴史から見ると弓道教室出身の会長は初めてでしょう。私は昭和46年の春、高崎高校を卒業してすぐに家業を継ぎました。そんな私を父が心配して、たまたま広報で知った第1回高崎市初心者弓道教室に申し込みをしてくれ、当日こんな講習があるからと行くよう勧められたのが弓道との出会いとなりました。

それから45年目の今年に会長に就任することになりました。この間に様々な出会いがあり今日の私が形成されました。一番の大きな出来事は弓道をとおして知りあった「のり子」との結婚です。そして四人の子供に恵まれしかも次男が弓道を高校からはじめ今日も続けているといういわゆる弓道家族です。

昭和60年、6歳の長男を頭に生後5か月の次女という考えられないほど大変な時に京都で教士になりました。私が32歳の時で家庭を顧みない弓引きでした。しかしながら、平成21年10月東京審査で八段に合格した時には、弓道に関心を持っていないと思っていた家族全員が応援に来て、娘たちが目から涙を流しながら祝ってくれた時、弓馬鹿である自分を親として認めてもらえた気がして本当に嬉しかったのを覚えています。

孔子の「礼記・射義」にもあるように、古代中国の科挙制度では弓を引かせることでその人物の「人格」「性格」「冷静さ」「素直さ」「勤勉さ」を、また、弓を引く時の顔の表情を見ることでその人物の全てが射に現れどんな人生を歩んできたかさえ見えるともいわれたそうです。

武道の祭典1月15日頃行われる日本武道館の「鏡開き式」においても弓道は最初の演目です。また、現在の社会においても「弓道」は一目置かれていると自負しています。

こうした伝統を守り次の世代の人たちに「日本の伝統文化・弓道」を伝えることが、現在生きている我々の使命であると信じています。

只々、楽しい弓は「弓道」そのものを冒涇することになってしまいます。中島 敦著「名人伝」の主人公「紀昌」ほどではありませんが習い・学ぶという修行はかなり努力が必要です。

私が弓道を始め「弓道」の素晴らしさを体験したことを書きます。当時の会長は三浦孝先生で、県連の例会の矢渡し時です。例のごとく定め座に正座したのですがいっこうに礼をしないのです。しばらくして会場にいた全ての者がこの異様な雰囲気気付き会場は静まり返りました。すると三浦先生は礼をなさり、矢渡しを済まされました。

また、この三浦会長が以前の高崎城南弓道場に立ち寄られたことがありました。たまたま巻藁前稽古していた初心者であった私に近づき三浦先生ご自身がしゃがみこんで私の足踏みの違いを正してくださったのでした。

この二つの出来事があって、私の弓道修練の方向が定まった気がします。

連綿と続き、継承されてきた弓道の精神を私たちの代で変えてはならないのです。私達には日本の伝統文化である弓道を未来へ伝承する義務があるのです。

名人伝の紀昌のようにまで出来なくても、三浦先生のようになれなくても、群弓連の会員の皆様と手を携えて共に弓道修練を続けて参りたいと思います。

会長就任挨拶、もくじ		平成26年度決算報告書	・・・	5	
群馬県弓道連盟会則	・・・	2	平成27年度予算書	・・・	6
群馬県弓道連盟会則	・・・	3	平成27年度役員名簿、矢羽根の件	・・・	7
群馬県弓道連盟運用規程	・・・	4	特集(成績)、お知らせ	・・・	8

【改定の目的】

主なる目的は、各部会の金銭の管理の健全かつ透明化をめざし、各部会名による「ゆうちょ銀行」口座の開設、郵便局の指導を受け、今回の会則と運営規程の改正を行う。

群馬県弓道連盟会則

第1章 総 則

第1条 本会は群馬県弓道連盟と称する。

第2条 本会は、本会の目的に賛同する会員をもって組織する。

第3条 本会の事務所は理事長宅に置く。

(内規第4条)

第4条 本会は(公財)全日本弓道連盟並びに(公財)群馬県スポーツ協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

第5条 本会は弓道の普及振興を図り、会員相互の親睦、体位の向上、人格の涵養に資し、社会文化の進展に寄与することを目的とする。

第6条 本会は前条目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) (公財)全日本弓道連盟及び都道府県弓道連盟との事業・交流
- (2) 弓道振興のための競技会、講習会、研修会等の開催
- (3) (公財)全日本弓道連盟の規程による段級審査
- (4) 支部並びに連合会との連携・助成
- (5) 会員名簿及び会報の発行
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
常任理事	若干名
	(うち会計2名、副理事長1名含む)
理 事	若干名
監 事	2～3名

第8条 本会の役員は次の通り選出する。

- (1) 会長及び監事は、理事会が推挙し総会において承認する。
- (2) 副会長、理事長は会長が委嘱し総会に報告する。
- (3) 理事は内規により会長が選任する。
- (4) 常任理事は会長が理事の中から委嘱する。

第9条 役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は会長の命により、本会の運営全般を掌理する。
- (4) 常任理事は日常議案を処理し、会務の円滑な運営を図る。
- (5) 理事は総会議案の作成を行い、必要事項を審議して事業の運営に当たる。
- (6) 監事は事業及び会計の監査を行い、その意見を理事会及び総会に報告する。

第10条 本会は理事会の議を経て名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

名誉会長、顧問、参与は、重要な会務について会長の諮問に応じ、また、必要な会議に出席し意見を述べることができる。

第4章 会 議

第11条 本会は次の会議を行い、会長が招集し議長となる。

- (1) 総 会
- (2) 正副会長会議
- (3) 理 事 会
- (4) 常任理事会

第12条 総会は通常総会のほか、必要に応じて臨時総会を開催する。

総会は会長以下理事・監事及び代議員が出席し、次の重要事項を審議する。

- (1) 予算並びに決算
- (2) 事業計画
- (3) 会長・監事の承認
- (4) その他重要な事項

第13条 総会の議決は代議員が行い、議事録を作成する。

第14条 正副会長会及び理事会・常任理事会の構成は次の通りとする。

- (1) 正副会長会は、会長・副会長・理事長が出席する。
- (2) 理事会は、正副会長・理事長・理事・監事が出席する。
- (3) 常任理事会は、正副会長、理事長・常任理事が出席する。なお、会長が必要と認めた者は、当会議に出席することができる。

第15条 会議の議決は出席者の過半数をもってし、賛否同数のときは議長が決定する。

第5章 部 会

第16条 本会の事業を遂行するため、次の部会を置く。部会長は会長が指名する。但し勤労者部会・還暦部会・教職員部会・高校部会は各部会が推薦し、会長が委嘱する。部会長は、理事の構成員とする。部会の事務所は部会長宅におく。

- (1) 総務部会 (2) 広報部会 (3) 県外審査部会
 - (4) 地方審査部会 (5) 称号者部会
 - (6) 指導部会 (7) 競技部会 (8) 強化部会
 - (9) 女子部会 (10) ジュニア部会
 - (11) 勤労者部会 (12) 還暦部会
 - (13) 教職員部会 (14) 高校部会 (15) 特別部会
- なお、部会長は、必要に応じ副部会長を置き、役員若干名を委嘱することができる。

第6章 任 期

第17条 本会の役員任期は2ヶ年とする。ただし再選を妨げない。補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 支部及び連合会

第18条 本会は県内の郡市町村に支部を置くことができる。又、四毛地区の支部をもって四連合会を設置する。

第19条 支部長会は必要に応じ会長が招集する。その

構成員は支部長と連合会長のほか常任理事会役員とする。

第8章 会 計

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第21条 本会の経費は、会費、補助金、審査収入その他の収入をもって充てる。

第22条 会費等の額は理事会が審議し、総会において決定する。

第23条 会費等未納のときは会員資格を停止する。

第9章 賞 ・ 罰

第24条 本会の発展に著しく寄与し名誉を高めた会員は、理事会の議決により表彰することができる。

第25条 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的にもとる行為があった会員は理事会の議決により懲戒することができる。

第10章 付 則

第26条 本会則の執行にあたり、必要な細則は理事会が定め総会に報告する。

第27条 本会則は、総会の議決により変更することが出来る。

第28条 本会則は、昭和54年7月29日施行する。

付則 この会則は、昭和63年4月9日より施行する。

付則 この会則は、平成3年4月7日より施行する。

付則 この会則は、平成4年10月18日より施行する。

付則 この会則は、平成12年12月3日より施行する。

付則 この会則は、平成17年4月1日より施行する。

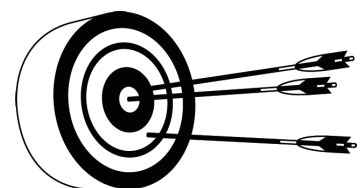
付則 この会則は、平成20年4月1日より施行する。

付則 この会則は、平成25年4月1日より施行する。

付則 この会則は、平成26年4月1日より施行する。

付則 この会則は、平成26年5月31日より施行する。

付則 この会則は、平成27年4月26日より施行する。



群馬県弓道連盟運営規程

第1条 本連盟の会則第5章部会は、次の業務を分担する。

① 総務部会

- 1) 本連盟宛文章の処理
- 2) 称号・段位の推薦関係事務
- 3) 年間行事予定の調整及び作成
- 4) 会計及び予算・決算の作成
- 5) 会員の派遣関係の事務
- 6) 部会及び支部との調整
- 7) 県教育委員会・県体育協会等の渉外庶務
- 8) 会員IDの管理（登録・更新・支部間及び地連間の異動）
- 9) その他業務達成に必要な事項

② 広報部会

- 1) 会報の編集・発行
- 2) ホームページの運営
- 3) その他運営に必要な事項

③ 県外審査部会

- 1) 審査計画の立案及び県外審査関係事務
- 2) 県外審査申込の受付と処理
- 3) その他運用に必要な事項

④ 地方審査部会

- 1) 審査計画の立案及び地方審査関係事務
- 2) 地方審査申込の受付と処理
- 3) その他運用に必要な事項

⑤ 称号者部会

- 1) 称号者の指導力及び資質の向上に関する事項
- 2) 県内外の指導者による講習会・研修会の実施
- 3) 中央審査の傾向と内容の研究対策
- 4) その他運用に必要な事項

⑥ 指導部会

- 1) 会員に対する指導方針の企画・立案
- 2) 講習会の運営方策の確立
- 3) 法に則した正しい射法射技の伝達
- 4) その他運用に必要な事項

⑦ 競技部会

- 1) 競技の方策・立案・要項の作成
- 2) 競技会の運営・実施・記録の保存
- 3) その他運用に必要な事項

⑧ 強化部会

- 1) 国体その他選手強化のための方策立案
- 2) 競技力向上と強化練成会の実施・国体選手の選考

3) 県教育委員会及び県体育協会との渉外事務

⑨ 女子部会

- 1) 女子部の向上発展のための方策・立案
- 2) 女子部競技会の実施と運営・記録の保存
- 3) その他運用に必要な事項

⑩ ジュニア部会

- 1) ジュニア部員の発掘と指導の方策・立案
- 2) 弓道場単位にジュニア講習会の立案
- 3) ジュニア部員の競技会及び錬成会の実施
- 4) その他運用に必要な事項

⑪ 勤労者部会

- 1) 勤労者大会のための方策と記録の保存
- 2) 代表チーム選定のための予選会の実施
- 3) その他運用に必要な事項

⑫ 還暦部会

- 1) 還暦者対象の競技会運営と記録の保存
- 2) その他運用に必要な事項

⑬ 教職員部会

- 1) 教職員弓道の質的向上のための方策・立案
- 2) 競技会・研修会・講習会の運営と記録の保存
- 3) その他運用に必要な事項

⑭ 高校部会

- 1) 高等学校の弓道振興・指導強化に関する事項
- 2) 高等学校の弓道指導者との連絡
- 3) 高等学校の弓道講習会の実施

⑮ 特別部会

- 1) 常任理事会が必要とみとめたとき特別部会を設けることができる。

第2条 各部会は、副部長その他若干名の役員を置くことができる。その任期は、連盟役員と同一とする。

第3条 部会の会議は、原則として本連盟の行事当日、その終了後に開催する。

第4条 部会は庶務係を置き、必要な諸帳簿を整備し理事会に報告し承認を受けるものとする。

付則 この規程は、平成8年7月13日より施行する。

付則 この規程は、平成17年4月1日より施行する。

付則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

付則 この規程は、平成20年4月1日より施行する。

付則 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

付則 この規程は、平成25年4月1日より施行する。

付則 この規程は、平成27年4月26日より施行する。

平成26年度 一般会計収支決算書

平成27年4月26日総会にて承認されました

会計資料につきましては内部情報の為、インターネット上での公開がふさわしくないと判断し、非公開としております。

会計資料につきましては内部情報の為、インターネット上での公開がふさわしくないと判断し、非公開としております。

平成27年度 群馬県弓道連盟役員名簿

役職	氏名	備考	氏名	備考
名誉会長	須田 定雄			
顧問	大島 善春			
参与	小又 秀雄		高橋 静夫	
参与	佐藤 紘一			
会長	鈴木 康弘	全弓連評議員		
監事	宮崎 英一		飯塚 勝亮	
副会長	金井 喜四男	指導部会長	戸森 恵美子	総務部会長
副会長	新井 聖司	教職員部会長 高校部会		
理事長	金山 正一	広報部会長		
常任理事	長谷川 幸浩	副理事長		
常任理事	関原 光雅	会計	小屋 美ち子	副会計
常任理事	鬼塚 亨	東毛連合会長	三塚 宇善	還暦部会長、中毛連合会長
常任理事	赤見 晴夫	北毛連合会長	田中 義裕	強化部会長、西毛連合会長
理事	浦野 礼三	県外審査部会長	勅使川原 幸子	地方審査部会長
理事	芹澤 功	称号者部会長	勅使川原 守	競技部会長
理事	女屋 厚子	女子部会長	雨宮 巧	ジュニア部会長
理事	原澤 浩之	勤労者部会長	原澤 かおる	教職員部会副部会長
理事	今井 貴子	高校部会長 高体連弓道専門部長	間々田 功	高校部会 高体連事務局長

矢羽の使用に関すること

平成27年2月27日付の「矢羽の使用に関する準則制定のお知らせ」がメールにより各支部に送信されました。また、月刊『弓道』6月号にも7月1日より上記準則が適用される記事が掲載されました。

今回の準則では、オオタカ、イヌワシ、オガサワラノスリ、カンムリワシ、クマタカについては「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」に記載して、これらの羽根を用いた矢を使用する場合には証明書を提示することとなりました。また、オジロワシとオオワシについては、証明書への記載も、競技会や審査会での使用も禁止となりました。この取扱いについては、月刊『弓道』6月号や全日本弓道連盟のホームページのサイト内コンテンツ「矢羽の使用に関する準則ならびに関係資料について」をご覧ください。今後も関連する告知にご注意ください。

参考 矢羽の使用に関する準則の運用マニュアル（抜粋）

6. トレーサビリティ証明書について

- ・「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」は、本準則の規定に該当する矢羽の保有者が自主的に作成し携行するものであり、全日本弓道連盟や地連に対して提出すべきものではなく、何らかの機関や組織により証明や登録がなされるものでもない。（証明書は、使用する矢が違法か適法かを証明する等のものではなく、使用者自らが、使用する矢の出所を証明（申告）する書類である。）
- ・証明書への記載は、矢の入手ごとに、羽根の種類ごとに分けて、本数を記載する。
- ・入手元の記載については、原則としては弓具店や個人の名称を記載するものとするが、過去に購入して入手元が分からなくなっている場合などは、空欄もしくはその旨を証明書に記載する。
- ・証明書を作成した後に入手した矢については、新しい矢を入手するごとに、追加で同様の記載を行う。
- ・矢羽番号については、保有者が適宜付するものでよい。（必ずしも古い物から順番に番号を付す等の必要はない。）
- ・証明書には、自ら確認の便宜等のために裏面に写真を貼付するなどしても構わないが、必ずしも写真を添付する必要はない。
- ・証明書はコピーでも構わない。各自が携行しやすく、監査委員及び補佐員が確認しやすい形状や方法で携行すればよいものとする。

特集

第66回 全日本弓道大会の成績をお知らせいたします

期 日：平成27年 5月 2日(土)～5月 3日(日)
 会 場：京都府京都市勧業会館「みやこめっせ」
 成 績：錬士の部 第四位 小俣 充 錬士六段(邑楽・館林)
 (第65回 同大会においても 錬士の部 第四位)

第59回 関東高等学校弓道大会の成績をお知らせいたします

期 日：平成27年 6月 5日(金)～6月 7日(日) 群馬県高体連弓道専門部 公式記録
 会 場：埼玉県上尾市埼玉県立武道館弓道場 作成者 弓道専門部副委員長(広報担当)
 参加数：男女各県代表の36チーム 前橋南高校 居上康昭
 成 績：団体 女子 準優勝 健大高

健大高・藤中央が予選通過(予選通過は14中以上の16チーム)

男子 優勝 市前橋

市前橋予選通過(予選通過は16中競技5/6)

個人 女子 優勝 久保花織(健大高) 8射8中 決勝 ○○○○ ○○○

(8中者4人による優勝～4位決定の射詰競技) 5本目から8寸的使用

男子 吉澤天志(市前橋) 8射7中 決勝 ○○ } → 射詰2中の

小林凌悟(市前橋) 8射7中 決勝 ○○ } 13人による遠近競技

小林諒大(健大高) 8射7中 決勝 ○○ } 順位なし

以上3名 5位～8位決定のための射詰及び遠近競技に進出(21人)

コメント

健大高 大前 南雲友紀菜 … 自分の射ができたのでよかったです。

中 横坂 千夏 … 大きな大会で結果を残すことができ良かったです。

落 久保 花織 … 他校の射を見ることができて勉強になりました。

控 堀越 黎良 … 良い経験になりました。

市前橋 大前 吉澤 天志 … 万全の状態とは言えませんが、最後まで自分や仲間を信じて頑張れたと思います。

中 鈴木 溪悟 … 決勝トーナメントでは、どの相手も強豪校ばかりで苦しい戦いが続きましたが、先輩方を信じて全力でやった結果、優勝することができてとても良かったです。

落 小林 凌吾 … 自分のやるべきことだけを意識して引いた結果、優勝に結びつくことが出来たのでよかったです。

控 狩野 悠哉 … 自分は控えでしたが、選手同様、最後まで集中を切らさずにプレーできたので自分にとっていい経験になりました。

広報部会からのお知らせ

広報にかかる費用を削減するため、従来の広報の内容を下記のとおり変更いたします。

- 『群弓連だより』に射会結果は掲載いたしません。関東・全国の大会で入賞したとき等は、特集いたします。
- 県連と各連合会の射会結果は、群馬県弓道連盟のホームページをご覧ください。各支部の射会はホームページに当面掲載せず、ホームページをリニューアルして掲載できるよう検討していきます。高体連については、ホームページをリンクしていきます。
- インターネットが見られない方のために、射会結果を各支部長宛にメールで配信いたしますので、プリントアウトして道場に掲載してください。
- 原則として写真は載せません。写真を悪用される恐れがあるので掲載したい場合は大会要項に載せて了解を得た後載せます。
- 『群弓連だより』は、内規の第20条で「原則として年4回発行」とありますが、内規を変更後「必要に応じ」、予算・決算時期や名簿の発行等必要なときに発行いたします。

広報部会：金山正一、城代富美江、高木正博、齊藤昌之、荒瀬由美(全弓連)